

(参考資料) 自主点検表

※ この自主点検表は、令和3年10月時点の参考資料です。
指示がない限りは、市町等に提出する必要はありません。

確 認 欄								
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--

自主点検表の作成について

適切なサービスを提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制(人員・設備・運営)やサービスについて、法令の基準や、国の通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、法令、関係通知及び国が示した指定障害福祉サービス事業者等監査指針のうちの主眼事項・点検のポイントを基に、自主点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組に自主点検表を活用し、定期的な点検を実施してください。

【留意事項】

- 任意に自主点検を行ったものは市町に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。
- 自主点検に当たっては、複数の職員で検討するなどし、漏れなく点検してください。

【記入上の注意点】

- 自主点検表の点検の仕方は、「いる・いない」のいずれかに☑印を付けていただく形式です。
- 自分の事業所では行っていない項目で「該当なし」としてチェックしたい場合には、「いる・いない」のところに斜線(／)を引いて「なし」と記入するなどしてください。

障害福祉サービス事業者自主点検表【計画相談支援・障害児相談支援】

目次

第1 障害者虐待の防止 4
第2 計画相談支援(基本方針、人員・運営に関する基準) 5
第3 障害児相談支援(基本方針、人員・運営に関する基準)25
第4 計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援給付費の算定及び取扱い27
第5 その他53

法令等(根拠法令の欄は、次を参照してください)

略 称	名 称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)
児福法	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号)
児福施行規則	児童福祉法施行規則(昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号)
平 24 厚劳令 28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)
基準解釈通知(計画)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平 24 厚劳令 27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号)
基準解釈通知(地域)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平 24 厚劳令 29	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号)
基準解釈通知(児童)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号)
平 24 厚劳告 125	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)
平 24 厚劳告 124	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平 24 厚劳告 126	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 126 号)
報酬留意事項通知(児童)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
平 27 厚劳告 180	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 180 号)
平 27 厚劳告 181	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年厚生労働省告示第 181 号)

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等						
第1 障害者虐待の防止									
障害者虐待の防止	<p>(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制を整備していますか。</p> <table border="1" data-bbox="315 312 1711 427"> <thead> <tr> <th data-bbox="315 312 781 352"></th> <th data-bbox="781 312 1247 352">職</th> <th data-bbox="1247 312 1711 352">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="315 352 781 427">虐待防止責任者</td> <td data-bbox="781 352 1247 427"></td> <td data-bbox="1247 352 1711 427"></td> </tr> </tbody> </table>		職	氏名	虐待防止責任者			<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
		職	氏名						
	虐待防止責任者								
	<p>(2) 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	障害者虐待防止法第6条						
	<p>※ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいいます。</p> <p>① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。</p> <p>② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p> <p>④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。）</p> <p>⑤ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	障害者虐待防止法第2条						
<p>(3) 障害者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	障害者虐待防止法第7条、第16条							
<p>(4) 障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。</p> <p>事業者として障害者虐待の防止のために取り組んでいることを記載してください。</p> <table border="1" data-bbox="315 1246 1711 1351"> <tr> <td data-bbox="315 1246 1711 1351"></td> </tr> </table>									

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第1-1 基本方針（計画相談支援）			
基本方針	<p>(1) 計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。</p> <p>※ 計画相談支援とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。</p> <p>① 「サービス利用支援」とは、サービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。</p> <p>② 「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうか当該サービスの利用状況を検証し、その結果及び障害者の心身の状況その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 2 条第 1 項</p> <p>法第 5 条第 16 項・第 20 項</p> <p>法第 5 条第 21 項</p>
	<p>(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 2 条第 2 項</p>
	<p>(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 2 条第 3 項</p>
	<p>(4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 2 条第 4 項</p>
	<p>(5) 市町や障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 2 条第 5 項</p>
	<p>(6) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 2 条第 6 項</p>

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第1-2 人員に関する基準（計画相談支援）			
<p>① 基本的事項 (労働時間の管理)</p>	<p>従業員の労働時間（始業・終業時刻）は、以下のいずれかの方法により適正に把握されていますか。</p> <p>① 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録</p> <p>② タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録</p> <p>※①、②によらず、自己申告制により労働時間を把握せざるを得ない場合は「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」4（3）に定める措置を講じる必要があります。</p> <p>※ 労働時間の記録（出勤簿、タイムカード等）は、3年間保存しなければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日付基発0120第3号）</p> <p>労働基準法第109条</p>
<p>② 相談支援 専門員</p>	<p>(1) 特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。</p> <p>※ 特定相談支援事業所とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業所をいいます。</p> <p>※ 計画相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。</p> <p>例えば、計画相談支援のサービス提供時間帯において、計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該特定相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。なお、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとしませんが、自立生活援助事業所との兼務については、自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから、特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなることに留意のこと。</p> <hr/> <p>(2) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平24厚労令28第3条第1項</p> <p>基準解釈通知(計画)第2・1(1)</p> <p>平24厚労令28第3条</p>

自主点検表【相談支援】

<p>(相談支援 専門員)</p>	<p>(3) 利用者が利用する障害福祉サービス事業所等（自立生活援助事業所を除く）の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。</p> <p>※ 中立性の確保や異なる視点での検討の欠如から次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。</p> <p>① 身近な地域に特定相談支援事業者がない場合</p> <p>② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3か月以内の場合</p> <p>③ その他市町がやむを得ないと認める場合</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>基準解釈通知 (計画)第2・1(1)</p>
	<p>(4) 相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。</p> <p>※ 計画相談支援対象障害者等の数は、前6月の平均値とします。ただし、新規の場合は、推定数とします。</p> <p>※ 相談支援専門員の配置は1か月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいです。ここでいう「1か月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 3 条第 2 項・第 3 項</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 2・1(1)</p>
<p>③管理者</p>	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。</p> <p>※ 当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。なお、障害児相談支援事業所又は一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合に認めるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 4 条</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 2・1(2)</p>

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第 1 - 3 運営に関する基準（計画相談支援）			
①内容及び 手続の説明 及び同意	<p>① 利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は以下のとおりです。</p> <p>① 運営規程の概要</p> <p>② 従業者の勤務の体制</p> <p>③ 事故発生時の対応</p> <p>④ 苦情処理の体制等</p> <p>※ 同意は、利用者及び特定相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 5 条第 1 項</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 2・2(1)</p>
	<p>② 利用契約をしたときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。</p> <p>※ 利用契約書には、次の事項を記載してください。</p> <p>① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容</p> <p>③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ サービスの提供開始年月日</p> <p>⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p>		
②契約内容 の報告等	<p>サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町に対し遅滞なく提出していますか。</p> <p>※ モニタリング結果について、次に掲げる場合その他必要な場合に市町に報告してください。</p> <p>① 支給決定の更新や変更が必要となる場合</p> <p>② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合</p> <p>③ モニタリング期間を設定し直す必要がある場合</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 6 条第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 2・2(2)</p>

自主点検表【相談支援】

<p>③提供拒否の禁止</p>	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。</p> <p>① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>④ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 等</p> <p>※ 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。</p> <p>※ 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という）を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意してください。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 7 条</p> <p>基準解釈通知（計画）第 2・2(3)</p>
<p>④サービス提供困難時の対応</p>	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の特定相談支援事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 8 条</p>
<p>⑤受給資格の確認</p>	<p>(1) サービスの提供に当たっては、受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認していますか。</p> <p>(2) 支給決定を受けていない障害者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障害者等の提示する市町が作成したサービス等利用計画案提出依頼書（電話等による確認でも可）によって、市町からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確認していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p> <p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 9 条</p> <p>基準解釈通知（計画）第 2・2(5)</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑥支給決定の申請に係る援助</p>	<p>支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請について、必要な援助を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 10 条</p>
<p>⑦身分を証する書類の携行</p>	<p>相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。</p> <p>※ 証書等には、当該特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 11 条 基準解釈通知(計画) 第 2・2(7)</p>
<p>⑧計画相談支援給付費の額等の受領</p>	<p>(1) 法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費の額の支払いを受けていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 12 条第 1 項</p>
	<p>(2) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p>※ 当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 12 条第 2 項・第 4 項</p>
	<p>(3) (1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 12 条第 3 項</p>
<p>⑨利用者負担額に係る管理 (上限管理)</p>	<p>(1) サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。</p> <p>※上限管理を算定している場合、下記にチェックしてください</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>依頼されていない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 13 条</p>
	<p>(2) 利用者負担額合計額を市町に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 13 条</p>

自主点検表【相談支援】

⑩計画相談支援給付費の額に係る通知等 (法定代理受領)	<p>(3) 法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費の額を通知していますか。</p> <p>※ 通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、計画相談支援給付費の支給を受けた日、計画相談支援給付費の額等を記載してください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 14 条第 1 項
	<p>(2) 利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 14 条第 2 項
⑪計画相談支援の具体的取扱方針	<p>(1) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 1 号
	<p>(2) サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。</p> <p>※ 計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 15 条第 1 項第 2 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)②
	<p>(3) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 1 号
	<p>(4) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p> <p>※ 継続が困難な、或いは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 2 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)④

自主点検表【相談支援】

<p>(計画相談支援の具体的取扱方針)</p>	<p>(5) サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等に加えて、障害福祉サービス等又は地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p>※ 保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 3 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑤</p>
	<p>(6) サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。</p> <p>※ 特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 4 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑥</p>
	<p>(7) サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っていますか。</p> <p>※ アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。</p> <p>※ アセスメントの記録は、5年間保存してください。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 5 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑦</p>
	<p>(8) アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。</p> <p>※ アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 6 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑧</p>
	<p>(9) アセスメントの趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</p> <p>※ 相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 6 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑧</p>

自主点検表【相談支援】

<p>(計画相談支援の具体的な取扱方針)</p>	<p>(10) 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者及びその家族の生活に対する意向 ② 総合的な援助の方針 ③ 生活全般の解決すべき課題 ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量 ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項 ⑦ モニタリング期間に係る提案 等 <p>※ モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。</p> <p>※ 目標達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 7 号</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑨</p>
	<p>(11) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間 180 日を超えないようにしていますか。</p> <p>※ 短期入所の利用日数に係る「日数が年間 180 日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間 180 日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。</p> <p>※ 利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能です。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 8 号</p>
	<p>(12) 指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他のタイプの指定共同生活援助よりも短く 3 月間としていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑩</p>

自主点検表【相談支援】

(計画相談支援の具体的な取扱方針)	<p>(13) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 9 号</p>
	<p>(14) サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付していますか。</p> <p>※ 交付したサービス等利用計画案は、5年間保存してください。(26 記録の整備参照)</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 10 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑫</p>
	<p>(15) 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>※ サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要です。なお、会議等の記録は、5年間保存してください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 11 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑬</p>
	<p>(16) サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 12 号</p>
	<p>(17) サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。</p> <p>※ 交付したサービス等利用計画は、5年間保存してください。(26 記録の整備参照)</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 2 項第 13 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑭</p>

自主点検表【相談支援】

(計画相談支援の具体的取扱方針)	<p>(18) モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等(児童については、居宅)を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。</p> <p>※ サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録してください。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。</p> <p>※ モニタリングの実施標準期間について(平30年4月見直し分)</p>		<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 1 号 基準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑰	
	①	支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者			1 月間
	②	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者(いずれも①に掲げる者を除く)のうち次に掲げるもの (1) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行う必要がある者 (2) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者 (3) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者			1 月間
	③	療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者(①・②に掲げる者を除く)のうち次に掲げるもの (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助(日中サービス支援型共同生活援助に限る)を利用する者 (2) (1)に掲げる者以外の者であって、65歳以上のもの(居宅介護支援又は介護予防支援を利用する者を除く)			3 月間
	④	療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者(①に掲げる者を除く)、療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者(いずれも①～③に掲げる者を除く)又は地域移行支援を利用する者(①に掲げる者を除く)			6 月間

自主点検表【相談支援】

<p>(計画相談支援の具体的な取扱方針)</p>	<p>(19) サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。</p> <p>※ 計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。（連絡調整に関する記録は、5年間保存）</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 2 号</p> <p>準解釈通知(計画) 第 2・2(11)⑩</p> <p>施行規則第 6 条の 16</p>
	<p>(20) サービス利用計画の変更に当たっては、(3)から(11)及び(15)から(17)までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 3 号</p>
	<p>(21) 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 4 号</p>
	<p>(22) 障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 15 条第 3 項第 5 号</p>
<p>⑫ サービス等利用計画等の書類の交付</p>	<p>利用者等が他の特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 16 条</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑬利用者に関する市町への通知</p>	<p>利用者が偽りその他不正の行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 17 条</p>
<p>⑭管理者の責務</p>	<p>(1) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 18 条第 1 項</p>
	<p>(2) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者に「第 2 - 3 運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 18 条第 2 項</p>
<p>⑮運営規程</p>	<p>事業の運営に係る重要事項に関する規程（運営規程）を事業所ごとに定めていますか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 計画相談支援の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>※ ②の「従業者」については、地域移行支援従事者とその他の従業者に区分してください。 ※ ④の「計画相談支援の提供方法及び内容」については、サービス内容及び利用者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。 「利用者から受領する費用及びその額」については、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。 ※ ⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。 ※ ⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に関する責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものです。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 19 条</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 2・2(15)</p>

自主点検表【相談支援】

	<p>※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第 2・3 に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記してください。</p>		
⑩勤務体制の確保等	<p>(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めていますか。 ※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、相談支援専門員その他の従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 20 条第 1 項 基準解釈通知（計画）第 2・2(16)①
	<p>(2) 当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させていますか。 ※ 当該事業所の従業員とは、雇用契約、その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指します。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 20 条第 2 項 基準解釈通知（計画）第 2・2(16)②
	<p>(3) 相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 ※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 20 条第 3 項 基準解釈通知（計画）第 2・2(16)③
⑪設備及び備品等	<p>(1) 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※ 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用できる環境にあることでも構いません。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 21 条 基準解釈通知（計画）第 2・2(17)③
	<p>(2) 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。 ※ 専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	基準解釈通知（計画）第 2・2(17)①
	<p>(3) 利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 ※ 相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	基準解釈通知（計画）第 2・2(17)②

自主点検表【相談支援】

⑱ 衛生管理等	(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 22 条第 1 項
	(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 22 条第 2 項
⑲ 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、勤務年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 23 条第 1 項
	(2) (1)の重要事項の公表に努めていますか。 ※ ホームページによる掲載等、適宜工夫してください。 ※ 体制加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示してください。 ※ 体制加算に関する事項については、事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要です。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 23 条第 2 項 基準解釈通知(計画) 第 2・2(19)②
⑳ 秘密保持	(1) 従業員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。	<input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる	平 24 厚労令 28 第 24 条第 1 項
	(2) 従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。 ※ 従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員の雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 24 条第 2 項 基準解釈通知(計画) 第 2・2(20)②
	(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで構いません。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 24 条第 3 項 基準解釈通知(計画) 第 2・2(20)③

(秘密保持)	<p>(4) 「個人情報の保護に関する法律(平 15 年法律第 57 号)」及び「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成 25 年 3 月厚生労働省 (平成 28 年 2 月一部改正))」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>◆貴事業所が実施する個人情報保護に関する取組について記入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; padding: 5px;">安全管理措置</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 規程の整備 (規程の名称：) <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">第三者提供に係る記録の方法</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">苦情対応窓口の有無</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 有 (部署名：) <input type="checkbox"/> 無 </td> </tr> </table> <p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>①利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等を除く）</p> <p>②個人情報は適正な手段により取得し、あらかじめその利用目的を明示している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表すること。なお、要配慮個人情報については、事前に本人の同意を得ること</p> <p>③個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、漏えい、滅失又はき損の防止等安全管理措置を講じるとともに、従業者及び委託先を監督すること（安全管理措置の取組例については「ガイドライン第 6・2」を参照）</p> <p>④第三者に個人データの提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得た上で行い、提供年月日、本人から同意を得ている旨、当該第三者の氏名又は名称等、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること</p> <p>また、第三者から個人データの提供を受ける場合は、当該第三者の氏名及び住所等、当該第三者による個人データ取得の経緯について確認した上で受領し、当該確認した情報、個人データ受領年月日、同意を得ている旨、当該個人データにより識別される本人の氏名等、当該個人データの項目について記録し、適正に保存すること（保存期間は個人データの作成方法による。最長 3 年）</p>	安全管理措置	<input type="checkbox"/> 規程の整備 (規程の名称：) <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()	第三者提供に係る記録の方法	<input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 ()	苦情対応窓口の有無	<input type="checkbox"/> 有 (部署名：) <input type="checkbox"/> 無	<p>□いる □いない</p>	<p>個人情報保護法</p> <p>福祉分野における 個人情報保護に関する ガイドライン</p> <p>平 29 改正個人情報保 護法</p>
	安全管理措置	<input type="checkbox"/> 規程の整備 (規程の名称：) <input type="checkbox"/> 組織体制の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	第三者提供に係る記録の方法	<input type="checkbox"/> その都度記録を作成 <input type="checkbox"/> 一括して記録を作成 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	苦情対応窓口の有無	<input type="checkbox"/> 有 (部署名：) <input type="checkbox"/> 無							

自主点検表【相談支援】

	<p>⑤保有個人データについては、当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、利用目的等について、本人の知り得る状態に置き、本人が利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用停止等を求めたときは、適切に対応すること</p> <p>⑥苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>※用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報…生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの又は個人識別符号（DNA、指紋、マイナンバー、被保険者証の記号・番号等）が含まれるもの ・個人データ…個人情報データベース等を構成する個人情報 ・要配慮個人情報…本人の人権、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害者となった事実、診療録等の診療記録、健康診断の結果、障害、その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報 <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましい。</p>		
<p>㉑広告</p>	<p>広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいせんか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 25 条</p>
<p>㉒障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止</p>	<p>(1) 特定相談支援事業者及び管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいせんか。 ※ 特定相談支援事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。</p> <p>(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいせんか。 ※ 相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。</p> <p>(3) 特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはいせんか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p> <p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p> <p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 26 条第 1 項 基準解釈通知(計画) 第 2・2(21)①</p> <p>平 24 厚労令 28 第 26 条第 2 項 基準解釈通知(計画) 第 2・2(21)②</p> <p>平 24 厚労令 28 第 26 条第 3 項</p>

<p>②苦情解決</p>	<p>(1) 提供したサービス又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>◆苦情受付体制を記載してください</p> <table border="1" data-bbox="414 311 1523 598"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苦情受付担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>苦情解決責任者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>① 苦情を受け付けるための窓口を設置する</p> <p>② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする</p> <p>③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する措置の概要についても記載する</p> <p>④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する</p>		氏 名	苦情受付担当者		苦情解決責任者		第三者委員		<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 1 項</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 3・3(22)①</p>
	氏 名										
苦情受付担当者											
苦情解決責任者											
第三者委員											
	<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましい。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。(26 記録の整備参照)</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 2 項</p> <p>基準解釈通知(計画) 第 3・3(22)②</p>								
	<p>(3) 提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労令 28 第 27 条第 3 項</p>								

自主点検表【相談支援】

②④ 事故発生時の対応	<p>(4) 提供したサービスに関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町長が行う調査に協力するとともに、市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 27 条第 5 項
	<p>(5) 市町からの求めがあった場合には、(3) 又は(4)の改善の内容を市町に報告していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 27 条第 6 項
	<p>(6) 運営適正化委員会が社会福祉法第 85 条の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんのできる限り協力していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 27 条第 7 項
	<p>(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。また、事業所に自動体外式除細動器 (A E D) を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣に A E D が設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 28 条第 1 項 基準解釈通知(計画) 第 3・3(23)①
	<p>(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録するようにしてください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 28 条第 2 項
	<p>(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※ 賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険への加入等も検討してください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 28 条第 3 項 基準解釈通知(計画) 第 3・3(23)②
	<p>(4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ※ 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)を参考のこと。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	基準解釈通知(計画) 第 3・3(23)③

自主点検表【相談支援】

⑫会計区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 29 条
⑬記録整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 30 条第 1 項
	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ① 計画相談支援基準第 15 条第 3 項第 1 号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 計画相談支援基準第 17 条の規定による市町への通知に係る記録 ④ 計画相談支援基準第 27 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 計画相談支援基準第 28 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 28 第 30 条第 2 項

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第2-1 基本方針（障害児相談支援）			
基本方針	<p>(1) 障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下、「障害者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行っていますか。</p> <p>※ 障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助をいいます。</p> <p>① 「障害児支援利用援助」とは障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定等が行われた後に障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに障害児支援利用計画を作成することをいう。</p> <p>② 「継続障害児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいう。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 2 条第 1 項 児福法第 6 条の 2 の 2 第 7 項、第 8 項
	<p>(2) 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 2 条第 2 項
	<p>(3) 障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 2 条第 3 項
	<p>(4) 障害者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 2 条第 4 項
	<p>(5) 市町、障害児通所支援事業を行う者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 2 条第 5 項
	<p>(6) 自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 2 条第 6 項

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第2-2 人員に関する基準（障害児相談支援）			
①相談支援 専門員	<p>(1) 障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。</p> <p>※ 障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。</p> <p>なお、特定相談障害児相談支援事業所又は一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとします。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 3 条
	<p>(2) 相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。</p> <p>※ 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号）</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 3 条
	<p>(3) 障害児が利用する障害児通所支援事業所の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	基準解釈通知 (児童)第 2・1(1)
②管理者	<p>事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 4 条
第2-3 運営に関する基準（障害児相談支援）			
①受給資格 の確認	<p>サービスの提供に当たっては、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめていますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 9 条
②指定障害 児相談支援 の具体的 取扱方針	<p>障害児相談支援及び障害児支援利用援助の方針、障害児利用支援計画の作成については、「第2-3の11 指定計画相談支援の具体的取扱方針」を準用し、点検していますか。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労令 29 第 15 条
③その他 運営基準	<p>その他の運営基準については、第2-3（第2-3の5を除く）を準用し、点検している。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第3-1 計画相談支援給付費の算定及び取扱い			
① 基本的事項	(1) 費用の額は、「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労告 125 第 1 号
	(2) 費用の額は、「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 18 年厚生労働省告示第 539 号
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平 24 厚労告 125 第 2 号
②サービス 利用支援費	<p>(1) 利用者に対して、サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）を行った場合は、1 月につき、次に掲げる区分のとおり算定していますか。</p> <p>① サービス利用支援費（Ⅰ）1,462 単位 ② サービス利用支援費（Ⅱ）731 単位</p> <p>※ サービス利用支援費（Ⅰ） 特定相談支援事業所における計画対象障害者等の数を当該事業所の相談支援専門員の員数（以下「相談支援専門員の平均員数」という）で除して得た数（以下「取扱件数」という）の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ 当該事業所の相談支援専門員数は前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とします。</p> <p>※ ①と②の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目（相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合にあっては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨て））以降の件数分について②を割り当て、それ以外の利用者について、①を割り当ててください。</p> <p>※ 当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含めます。また、割り当てに当たっては、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p> <p>（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は特例あり）</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 1</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・1(3)</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・1(2)(3)</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・1(4)</p>

自主点検表【相談支援】

	<p>(2) 次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。</p> <p>① サービス等利用計画作成時のアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等</p> <p>② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意</p> <p>③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付</p> <p>④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 3 計画相談支援基準 15 条第 2 第 6 第 9 号～12 号</p>
	<p>(3) 障害児相談支援対象保護者に対してサービスを行った場合に、所定単位数を算定していませんか。</p> <p>※ 障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定です（継続サービス利用支援費も同様）。</p>	<p><input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>いる</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 4 報酬留意事項通知第 4・1(6)</p>
<p>③継続サービス利用支援費</p>	<p>(1) 利用者に対して、継続サービス利用支援（モニタリングの実施等）を行った場合は、1月につき次に掲げる区分のとおり算定していますか。</p> <p>① 継続サービス利用支援費（Ⅰ）1,211 単位</p> <p>② 継続サービス利用支援費（Ⅱ）605 単位</p> <p>※ サービス利用支援費（Ⅰ）</p> <p>取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ サービス利用支援費（Ⅱ）</p> <p>取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ ①と②を区分するための取扱件数の取り扱い、継続サービス利用支援費の割り当て、旧単価適用の経過措置について、「2 サービス利用支援費」と同様です。</p> <p>※ モニタリング期間を踏まえ、市町が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続サービス利用支援を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できます。</p> <p>(2) 次の基準を全て満たした上で、継続サービス利用支援費を算定していますか。</p> <p>① 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等</p> <p>② サービス等利用計画の変更についての 2 の (2) の①から④までに準じた手続の実施</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 2</p> <p>報酬留意事項通知第 4・1(2)～(4)</p> <p>報酬留意事項通知第 4・1(5)</p> <p>平 24 厚労告 125 別表 1 の注 3 計画相談支援基準 15 条第 2 項第 6 号、第 10 号～第 12 号 (同条第 3 項第 3 号読み替え)</p>

自主点検表【相談支援】

	<p>(3) 同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費のみを算定していますか。</p> <p>※ 計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画の作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとします。</p> <p>なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>いる</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1 の注 5 報酬留意事項通知第 4・1(7)</p>
<p>④ 居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算</p>	<p>居宅介護支援又は介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合、所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ ①介護支援費重複減算(Ⅰ) 対象：要介護状態区分が要介護 1 又は要介護 2 の方⇒ サービス利用支援費(Ⅰ) 1月につき△553 単位 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1月につき△604 単位</p> <p>②居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 対象：要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 の方 ⇒ サービス利用支援費(Ⅰ) 1月につき△856 単位 サービス利用支援費(Ⅱ) 1月につき△125 単位 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1月につき△907 単位 継続サービス利用支援費(Ⅱ) 1月につき△301 単位</p> <p>③介護予防支援費重複減算 対象：要支援状態区分が要支援 1 又は要支援 2 の方 ⇒ 継続サービス利用支援費(Ⅰ) 1月につき△9 単位</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1 注 6、7、8</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑤特別地域加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※該当者は受給者証に記載があります（さぬき市では多和・富田東・田面）</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成21年3月30日厚生労働省告示第176号）を参照。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 1・注 9</p>
<p>⑥利用者負担上限額管理加算</p>	<p>利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に150単位を加算していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 2 の注</p>
<p>⑦初回加算</p>	<p>指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき300単位を加算していますか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して利用支援を行った場合</p> <p>②サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 125 別表 3・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 1 号</p> <p>平 24 厚労告 126 別表 4・注</p>
<p>⑧特定事業所加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 特定事業所加算（Ⅰ） 500 単位</p> <p>(2) 特定事業所加算（Ⅱ） 400 単位</p> <p>(3) 特定事業所加算（Ⅲ） 300 単位</p> <p>(4) 特定事業所加算（Ⅳ） 150 単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準（次に掲げる基準のいずれにも適合すること）</p> <p>1 特定事業所加算（Ⅰ）</p> <p>①専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>非該当</p>	<p>平 27 厚労告 180 第 2 号</p>

自主点検表【相談支援】

<p>(特定事業所加算)</p>	<p>② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。</p> <p>※ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 b 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 c 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 d 保健医療及び福祉に関する諸制度 e アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術 f 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 g その他必要な事項 <p>イ 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。</p> <p>ウ 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>③ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>④ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>⑤ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。</p> <p>⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>⑦ サービス利用支援費の算定に規定する取扱件数が40未満であること。</p> <p>2 特定事業所加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1の(2)(3)(5)(6)(7)の基準に適合すること。 ② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ③ 指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 <p>3 特定事業所加算（Ⅲ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1の(2)(3)(5)(6)(7)の基準に適合すること。 ② 2の(3)の基準に適合すること。 ③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 	<p>報酬留意事項通知 第4・5</p>
------------------	--	--------------------------

自主点検表【相談支援】

<p>(特定事業所加算)</p>	<p>4 特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>(1) 1の(2)(5)(6)(7)の基準に適合すること。</p> <p>(2) 2の(3)の基準に適合すること。</p> <p>(3) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>※ 特定事業所加算（Ⅰ）の(1)について 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。ただし、3名（主任相談支援専門員1名を含む）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p> <p>※ 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能です。</p> <p>※ 主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。なお、特定事業所加算（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）においては、主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとします。</p> <p>※ 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければなりません。</p> <p>※ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>※ 取扱件数については、報酬留意事項通知第4・1(2)と同様です。</p>	
------------------	---	--

自主点検表【相談支援】

<p>⑨ 入院時情報 連携加算</p>	<p>計画相談支援対象障害者等が医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>ただし、①と②は同時に算定できません。</p> <p>① 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位</p> <p>② 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>入院時情報連携加算（Ⅱ） ①以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ 必要な情報とは、具体的に当該利用者の心身状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば家族構成、生活歴など）、日常における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。</p> <p>※ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 5・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 3 号</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・6</p>
-----------------------------	--	---	--

自主点検表【相談支援】

<p>⑩退院・退所加算</p>	<p>下記①～③に掲げる者が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る）には、入所、入院、收容又は宿泊の期間中につき3回を限度として200単位を加算していますか（初回加算を算定する場合を除く）。</p> <p>(1) 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る）、生活保護法第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等</p> <p>(2) 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に收容されていた計画相談支援対象障害者等</p> <p>(3) 法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等</p> <p>※ 利用者に関する必要な情報とは入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮すべき事項の有無とその内容をいいます。</p> <p>※ 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できます。</p> <p>※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存ともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録べき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 6・注</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・7</p>
-----------------	--	---	--

自主点検表【相談支援】

<p>⑪ 居宅介護 支援事業所 等連携加算</p>	<p>計画相談支援対象障害者等が居宅介護支援又は介護予防支援の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（当該計画相談支援対象障害者等が利用する特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く）に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画等の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 100 単位を加算していますか。ただし、当該居宅介護支援等の利用開始日前 6 月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該居宅介護支援事業所等における居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除きます。</p> <p>※ 「作成等に協力を行った場合」とは、具体的には、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員に対して説明を行った場合等をいいます。</p> <p>※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5 年間保存とともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録べき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。</p> <p>※ 情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段（面談、FAX 等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 7・注</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・8</p>
<p>⑫医療・ 保育・教育 機関等 連携加算</p>	<p>指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 100 単位を加算していますか。</p> <p>ただし、初回加算及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除きます。</p> <p>※ 次の要件をいずれも満たすものでなければなりません。</p> <p>(1) 利用者がする病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施ことに限らず関係機関との日常的な連絡調整に努めること</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 8・注</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・9</p>

自主点検表【相談支援】

	<p>(2) 連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>※ 関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存とともに、市町等から求めがあった場合は提出しなければなりません。</p>		
<p>⑬ サービス 担当者会議 実施加算</p>	<p>継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等 1人につき1月に1回を限度として100単位数を加算していますか。</p> <p>※ 継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接すること加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催してください。</p> <p>※ サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。</p> <p>※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 9・注 報酬留意事項 通知第 4・10</p>
<p>⑭ サービス 提供時 モニタリン グ加算</p>	<p>特定相談支援事業所が、当該特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等 1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。ただし、相談支援専門員 1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が 39 を超える場合には、39 を超える数については算定できません。</p> <p>※ なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。</p> <p>(1) 障害福祉サービス等の事業所におけるサービスの提供状況</p> <p>(2) サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>※ 当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。</p> <p>※ 記録を作成し、5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 10・注</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・11</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑮ 行動障害支 援体制加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置している。</p> <p>② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要。</p> <p>※ 強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 11・注 平 27 厚労告 180 第 4 号</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・12</p>
<p>⑯ 要医療児者 支援体制 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第 78 条第 2 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等（以下「医療的ケア児等」という）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 12・注 平 27 厚労告 180 第 5 号</p> <p>報酬留意事項 通知第 4・12</p>

自主点検表【相談支援】

	<p>※ 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 15 に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言います。</p> <p>※ 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>		
<p>⑰ 精神障害者 支援体制 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町長に届け出た特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>②①に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入所障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。</p> <p>※ 「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記 17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 26 に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言います。</p> <p>※ 精神障害者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 13・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 6 号</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・14</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑱ 地域生活支援拠点等相談強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。ただし当該特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該地域定着支援事業者が平成24年厚生労働省告示第124号別表第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>※ 他の特定相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合においては、当該特定相談支援事業所によりサービス等利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できます。</p> <p>※ 地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ当該地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、特定相談支援事業所において当該加算を算定できないものとします。</p> <p>※ 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録すること。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合は、提出しなければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 14・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 7 号</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・16</p>
------------------------------	--	---	--

自主点検表【相談支援】

<p>⑱ 地域体制 強化共同 支援加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町長に届け出た特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として2,000単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>※ 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものです。</p> <p>※ 当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該特定相談支援事業所の専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告行った場合に加算するものです。なお、協議会等への報告の内容は別途定めるものとします。</p> <p>※ 当該加算は支援が困難な計画相談対象障害者等に係る支援等を行う特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、特定相談支援事業所が負担することが望ましい。</p> <p>※ 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録する者とします。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p><参考> 地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について (平成30年3月30日付障障発0330第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 15・注</p> <p>平 27 厚労告 180 第 7 号</p> <p>報酬留意事項通知 第 4・16</p>
-------------------------------------	---	---	--

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第6-3 障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			
① 基本的事項	(1) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平24厚労告126 第1号
	(2) 費用の額は、平成24年厚生労働省告示第128号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
	(3) (1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平24厚労告126 第2号
② 障害児支援 利用援助費	<p>(1) 障害児の保護者に対して、障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）を行った場合は、1月につき次に掲げる単位数を算定していますか。</p> <p>① 障害児支援利用援助費（Ⅰ）：1,625単位 障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（以下「相談支援専門員の平均員数」という）で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>② 障害児支援利用援助費（Ⅱ）：814単位 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※ 相談支援専門員の平均員数は前6月の平均値とし、新規指定の場合は推定数とします。</p> <p>※ 基本単位の障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数は、1月の当該障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という）を、当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という）で除して得た数とします。</p> <p>なお、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとします。</p> <p>※ 障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40件目（相談支援専門員の平均員数が1を超える場合にあっては、40に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる））以降の件数分について、障害児支援利用援助費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当ててください。</p> <p>なお、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当ててください。</p>	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	平24厚労告126 別表1・注1 報酬留意事項通知 (児童)第4・ 1(2) 報酬留意事項通知 (児童)第4・ 1(3)

自主点検表【相談支援】

<p>(障害児支援 利用援助費)</p>	<p>(2) 次の基準を全て満たした上で、障害児支援利用援助費を算定していますか。</p> <p>① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（障害児相談支援基準第 15 条第 2 項第 6 号）</p> <p>② 障害児支援利用計画案の障害児又はその家族への説明並びに障害児又障害児の保護者の文書による同意（同項第 8 号及び第 11 号）</p> <p>③ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第 9 号及び第 12 号）</p> <p>④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 10 号）</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 3</p>
<p>③ 継続 障害児支援 利用援助費</p>	<p>(1) 障害児の保護者に対して、継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施等）を行った場合は、1 月につき次に掲げる単位数を算定していますか。</p> <p>①継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）：1,322 単位 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>②障害児支援利用援助費（Ⅱ）：661 単位 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定します。</p> <p>※基本単位の継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を区分するための取扱件数及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てについては、「2 障害児支援利用援助費と同様です。</p> <p>※モニタリング期間を踏まえ、市町が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できます。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 2</p> <p>報酬留意事項通知 (児童) 第 4・ 1(2)(3)</p> <p>報酬留意事項通知 (児童) 第 4・ 1(4)</p>
	<p>(2) 次の基準を全て満たした上で、継続障害児支援利用援助費を算定していますか。</p> <p>①障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（障害児相談支援基準第 15 条第 3 項第 2 号）</p> <p>②障害児支援利用計画の変更についての 2 の(2)の①から④までに準じた手続の実施（同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 6 号、第 10 号から第 12 号まで）</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 3</p>

自主点検表【相談支援】

<p>(継続障害児支援利用援助費)</p>	<p>(3) 同一の月において、同一の障害児の保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。</p> <p>※ 障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。</p> <p>なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/>いない <input type="checkbox"/>いる</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 4 報酬留意事項通知 (児童) 第 4・ 1(5)</p>
<p>④ 特別地域 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児の保護者に対して、障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める地域 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」(平成24年3月30日厚生労働省告示第233号)参照(さぬき市では多和・富田東・田面)。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 1・注 5</p>
<p>⑤利用者 負担上限額 管理加算</p>	<p>利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月に150単位を加算していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 2・注</p>
<p>⑥初回加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、1月につき500単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>①新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して利用援助を行った場合 ②障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 3・注 報酬留意事項通知 (児童) 第 4・ 4</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑦ 特定事業所 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を加算していますか。(同時算定不可)</p> <p>① 特定事業所加算 (Ⅰ) 500 単位 ② 特定事業所加算 (Ⅱ) 400 単位 ③ 特定事業所加算 (Ⅲ) 300 単位 ④ 特定事業所加算 (Ⅳ) 150 単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 (次に掲げる基準のいずれにも適合すること)</p> <p>1 特定事業所加算 (Ⅰ)</p> <p>①専ら障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。 ②障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ※ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 a 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 b 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 c 地域における事業者や活用できる社会資源の状況 d 保健医療及び福祉に関する諸制度 e アセスメント及び障害児支援利用計画の作成に関する技術 f 障害児及びその家族からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 g その他必要な事項 イ 議事については、記録を作成し、5年間保存しなければならないこと。 ウ 「定期的」とは、概ね週1回以上であること。</p> <p>③24時間連絡体制を確保し、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。 ④指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ⑤基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。 ⑥基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑦サービス利用支援費の算定に規定する取扱件数が40未満であること。</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 4・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 2 号</p> <p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 4・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 2 号</p>
---------------------------	--	--	--

<p>(特定事業所加算)</p>	<p>2 特定事業所加算（Ⅱ）</p> <p>① 1の(2)(3)(5)(6)(7)の基準に適合すること。</p> <p>② 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>③ 指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>3 特定事業所加算（Ⅲ）</p> <p>① 1の(2)(3)(5)(6)(7)の基準に適合すること。</p> <p>② 2の(3)の基準に適合すること。</p> <p>③ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>4 特定事業所加算（Ⅳ）</p> <p>① 1の(2)(5)(6)(7)の基準に適合すること。</p> <p>② 2の(3)の基準に適合すること。</p> <p>③ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>※ 特定事業所加算（Ⅰ）の(1)について 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。なお、3名（主任相談支援専門員1名を含む）を除いた相談支援専門員については、当該指定障害児特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとします。</p> <p>また、同一敷地内にある事業所が指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えありません。</p> <p>※ 24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員が輪番制による対応等も可能です。</p> <p>※ 主任相談支援専門員の同行による研修については、主任相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとします。なお、特定事業所加算（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）においては、主任相談支援専門員については、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員と読み替えるものとします。</p>		<p>報酬留意事項通知（児童）第4・5</p>
------------------	--	--	-------------------------

自主点検表【相談支援】

<p>(特定事業所加算)</p>	<p>※ 特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければなりません。</p> <p>※ 本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>※ 取扱件数については、報酬留意事項通知第4・1(2)と同様です。</p>		
<p>⑧ 入院時情報連携加算</p>	<p>障害児通所支援を利用する障害児が病院又は診療所（以下「病院等」という）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度とし、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 (①と②の同時算定不可)</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位 ② 入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>① 入院時情報連携加算(Ⅰ) 病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>② 入院時情報連携加算(Ⅱ) ①以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。</p> <p>※ 必要な情報とは、具体的に当該障害児及びその保護者の心身状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば家族構成、生活歴など）、日常における障害児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。</p> <p>※ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 5・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 3 号</p> <p>報酬留意事項通知（児童）第 4・6</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑨ 退院・退所 加算</p>	<p>下記①～④に掲げる障害児が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一障害児について当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限り）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として200単位を加算していますか（初回加算を算定する場合を除く）。</p> <p>①児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る）若しくは障害者支援施設に入所していた障害児 ②病院等に入院していた障害児 ③刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設、少年院法第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた障害児 ④法務省設置法第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く）に宿泊していた障害児</p> <p>※ 障害児及びその家族に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮すべき事項の有無及びその内容をいいます。</p> <p>※ 入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて3回分を限度に加算を算定できます。</p> <p>※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存ともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録べき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 6・注</p> <p>報酬留意事項通知第 4・7</p>
<p>⑩ 医療・保育 ・教育機関 等連携加算</p>	<p>指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害児通所支援及び障害福祉サービスを除く）を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。</p> <p>ただし、初回加算及び退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除きます。</p>		<p>平 24 厚労告 126 別表 7・注</p> <p>報酬留意事項通知第 4・8</p>

自主点検表【相談支援】

<p>(医療・保育 ・教育機関 等連携加算)</p>	<p>※ 次の要件をいずれも満たすものでなければなりません。</p> <p>① 障害児がする病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施ことに限らず関係機関との日常的な連絡調整に努めること</p> <p>② 連携先と面談するに当たっては、当該障害児やその家族等も出席するよう努めること。</p> <p>※ 関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存とともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p>ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録べき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。</p>		
<p>⑪ サービス 担当者会議 実施加算</p>	<p>継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として100単位数を加算していますか。</p> <p>※ 継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接すること加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催する必要があります。</p> <p>※ サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。</p> <p>※ サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 8・注</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・9</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑫ サービス 提供時 モニタリ ング加算</p>	<p>障害児相談支援事業所が、当該障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。(ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定不可。)</p> <p>※ なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。</p> <p>(1) 障害児通所支援の事業所におけるサービスの提供状況</p> <p>(2) サービス提供時の障害児の状況</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>※ 当該利用者が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。</p> <p>※ 記録を作成し、5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については提出しなければなりません。 →香川県は提出することを要件としています。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 9・注</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・10</p>
<p>⑬ 行動障害 支援体制 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>② ①に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害児へ適切に対応できる体制の整備が必要です。</p> <p>※ 強度行動障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 10・注 平 27 厚労告 181 第 4 号</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・11</p>

自主点検表【相談支援】

<p>⑭ 要医療児者 支援体制 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>②①に規定する者を配置している旨を公表していること。</p> <p>※ 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児等」という）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制の整備が必要です。</p> <p>※ 「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記15に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修を言います。</p> <p>※ 医療的ケアが必要な障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 11・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 5 号</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・12</p>
<p>⑮ 精神障害者 支援体制 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>①障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。</p> <p>②①に規定する者を配置している旨を公表していること。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 12・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 6 号</p>

自主点検表【相談支援】

<p>(精神障害者 支援体制 加算)</p>	<p>※ 当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入所障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制の整備が必要です。</p> <p>※ 「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記26に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。</p> <p>※ 精神障害を有する障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。</p>		<p>報酬留意事項通知第4・13</p>
<p>⑯ 地域生活 支援拠点等 相談強化 加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下「要支援児」という）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。現に当該要支援児が短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として700単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>※ 他の障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている障害児等やその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該障害児が短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できます。</p> <p>※ 当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録すること。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 13・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 7 号</p> <p>報酬留意事項通知第4・14</p>

<p>⑰ 地域体制 強化共同 支援加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して障害児利用支援を行っている障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として2,000単位を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを定めていること。</p> <p>※ 当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものです。</p> <p>※ 当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該障害児相談支援事業所の専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告行った場合に加算するものです。なお、協議会等への報告の内容は別途定めるものとします。</p> <p>※ 当該加算は支援が困難な障害児相談対象保護者に係る支援等を行う障害児相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、障害児相談支援事業所が負担することが望ましい。</p> <p>※ 当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録する者とします。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。</p> <p><参考> 地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について (平成30年3月30日付障障発0330第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>平 24 厚労告 126 別表 14・注</p> <p>平 27 厚労告 181 第 7 号</p> <p>報酬留意事項通 知第 4・15</p>
-------------------------------------	--	---	--

自主点検表【相談支援】

点検項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令等
第7 その他			
<p>① 変更の 届出等</p>	<p>事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を香川県（障害福祉課）に届け出ていますか。</p> <p>※当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を香川県に届け出てください。</p>	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>法第51条の25 第1項施行規則第34条の60第1項</p> <p>児福法24条の32 第1項 児福法施行規則第25条の26の7 第1項</p> <p>施行規則第34条の60第3項 児福法施行規則第25条の26の7 第3項</p>
<p>② 業務管理 体制の整備</p>	<p>(1) 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。 (届出先)</p> <p>① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者・・・厚生労働大臣</p> <p>② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所が高松市内に所在する事業者・・・高松市</p> <p>③ ①及び②以外の事業者・・・香川県知事</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容は次のとおりです。</p> <p>① 事業所数20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>② 事業所数20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 	<p><input type="checkbox"/>いる <input type="checkbox"/>いない</p>	<p>法第51条の31</p> <p>児福法第24条の38</p> <p>施行規則第34条の61、62</p> <p>児福施行規則第25条の26の8、9</p>

